

国立大学法人電気通信大学教育研究職員の配置に関する細則

制定 令和3年7月14日細則第2号
最終改正 令和6年7月17日細則第3号

(趣旨)

第1条 この細則は、「国立大学法人電気通信大学就業規則」及び「国立大学法人電気通信大学教育研究職員の就業の特例に関する規程」(以下「就業規則等」という。)の規定に基づき、教育研究職員の配置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この細則は、電気通信大学の大学院情報理工学研究科、情報理工学域及び教育研究センター等間並びに研究科における各専攻・専門教育プログラム間の適切な連携を図ることにより教育研究の質を向上させ、電気通信大学の理念・目標を実現するため教育研究職員を適切に配置することを目的とする。

(定義)

第3条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 兼務 教育研究職員の配置において、当該教育研究職員を複数の組織に配置すること
- (2) 係属 教育研究職員を配置する組織における業務として、当該組織と密接な関係にある他の組織に所属すること
- (3) 主たる配置先 教育研究職員の業務量の全体に対し過半をもって充てることとして当該教育研究職員を配置する組織(係属の組織を含む。)
- (4) 兼務先 教育研究職員を配置する組織のうち、当該教育研究職員の主たる配置先以外の組織

(配置)

第4条 教育研究職員は、次の各号に掲げるいずれかの組織に配置する。

- (1) 大学院情報理工学研究科の専攻
- (2) 大学院情報理工学研究科共通教育部
- (3) 情報理工学域の類
- (4) 情報理工学域共通教育部
- (5) 情報理工学域先端工学基礎課程(以下「夜間主コース」という。)
- (6) 教育研究センター等
- (7) グローバル化教育機構に置く推進室
- (8) 附属図書館
- (9) 保健管理センター
- (10) 全学教育・学生支援機構に置くセンター
- (11) 教育研究支援センター
- (12) その他学長が必要と認めた組織

(類等の係属)

第5条 前条第1号の組織(以下「専攻」という。)を主たる配置先とする教育研究職員は、当該専攻の教育課程の編成上基礎となる同条第3号の組織に係属するものとする。

2 前条第2号の組織を主たる配置先とする教育研究職員は、同条第4号の組織に係属するものとする。

3 専攻を兼務先とする教育研究職員は、当該教育研究職員の専門分野又は組織の運営上の必要に応じ、当該専攻の教育課程の編成上基礎となる同条第3号の組織に係属させることができる。

(夜間主コースの係属)

第6条 第4条第3号の組織を主たる配置先とし、又は前条各項の規定により係属する教育研究職員は、当該教育研究職員の専門分野又は組織の運営上の必要に応じ、夜間主コースに係属させることができる。

(専攻を主配置とする教員による兼務)

第7条 専攻を主たる配置先とする教育研究職員は、組織の運営上の必要があり、教育研究上支障がないと認めるときは、第4条各号に掲げる組織(主たる配置先及び前2条の規定により係属する組織を除く。次条及び第9条において同じ。)のいずれかを兼務先とすることができる。

(共通教育部を主配置とする教員による兼務)

第8条 第4条第2号又は第4号の組織を主たる配置先とする教育研究職員は、組織の運営上の必要があり、教育研究上支障がないと認めるときは、第4条各号に掲げる組織のいずれかを兼務先とすることができる。

(センター等教員による兼務)

第9条 第4条各号に掲げるいずれかの組織を主たる配置先とする教育研究職員(前2条の規定により兼務する者を除く。)は、当該教育研究職員の専門分野又は組織の運営上の必要があるときは、第4条各号に掲げる組織のいずれかを兼務先とすることができる。

(手続き)

第10条 教育研究職員の主たる配置先又は兼務先は、学術院の意見を聴いて、学長が定めるものとする。

(業務、配置の見直し等の措置)

第11条 第7条から第9条までの規定により配置する教育研究職員の主たる配置先及び兼務先の組織の長は、当該教育研究職員の業務について、過度な負担とならないように常に注意を払い、必要に応じて業務内容を見直すなどの措置を講ずるものとする。

2 学長は、教育研究職員の配置について、主たる配置先又は兼務先を変更する必要があると認めるときは、就業規則等の定めるところにより配置換等の措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この細則に定めるもののほか、教育研究職員の配置に関する専門分野若しくは組織運営上の必要性又は教育研究上の支障の有無の確認及び組織の長等が行う手続きについて必要な事項は、学術院教授会が定めるものとする。

附 則

この細則は、令和3年7月14日から施行する。

附 則 (令和4年4月28日細則第6号)

この細則は、令和4年5月1日から施行する。

附 則 （令和6年7月17日細則第3号）
この細則は、令和6年7月17日から施行する。